

信託の変更に関する実務上の問題点の検討

片岡 雅

目次

はじめに

I. 信託の変更について

1. 「信託の変更」と「信託契約の変更」との関係
2. 「信託の変更」の限界
 - (1) 旧信託法での考え方
 - (2) 信託の変更を可能とする法律構成
 - (3) 実務上の不都合性
 - (4) 当初委託者の同意を不要とする法律構成
 - (5) 信託の同一性, 信託財産の統一性, 独立性の問題
3. 新信託法における信託目的の変更
 - (1) 新信託法の条文
 - (2) 新信託法の手続に従うことができない場合

II. 信託の変更に関する, 新信託法と個別法との関係

1. 新信託法と信託業法29条の2との関係
2. 資産流動化法の特定目的信託について
3. 投資信託法の投資信託について
4. 貸付信託法の貸付信託について
5. 兼営法5条の定型的信託契約約款の変更について
6. 公益信託について

おわりに

はじめに

信託業務の実務では、信託関係者のニーズや経済環境、マーケット状況の変化、法令や制度の改正などの様々な事情によって、信託契約の変更や追加的な合意書等の締結が行われている。

実務上は、信託契約は委託者が受益者を兼ねる自益信託が多く、その場合は契約当事者である委託者兼受益者と受託者の合意により信託契約の変更が行われる。また、委託者と受益者が異なる信託においても、委託者、受託者とすべての受益者、または信託管理人・受益者代理人の合意によって、あるいは信託契約の定めに従って、信託契約の変更が行われている。

このため、信託契約の変更と一般的な契約の変更との違いを意識することはあまりないことである。昨年9月末に施行された新信託法のもとでも、改正前の旧信託法のもとでも、信託契約の変更の実務が特に変わったところはないと思われる。

しかし、不動産信託の信託受益権が転々譲渡された場合のように、委託者、受益者および受託者という関係者全員の合意が揃わないような、通常とは異なる場合に、どのような方法で信託契約の変更を行うべきか、実務上の問題となることがある。

また、昨年9月末に施行された新信託法には、信託の変更について、関係当事者の合意によるという通常の契約の変更とは、異なるルールが規定されている。特に、「信託の目的に反するかどうか」が委託者の合意の要否のメルクマールとされたり、「信託の目的の変更」が「重要な信託の変更」として位置付けられるなど、「信託の目的」が特別に位置付けられている点に特徴がある。信託の目的の変更の可否については、改正前の旧信託法のもとでも議論があったところであり、新信託法においてどのように取り扱われるのかも、実務上問題となりうるところである。

そこで、本報告では、「信託の変更」と「信託契約の変更」との関係を整理したうえで、「信託目的の変更」が改正前の旧信託法でどのよう

に考えられていたかを検討し、続いて新信託法のもとでの取扱を検討したい。

また、個別法に基づく信託については、信託の変更に関する新信託法の規定と個別法の規定との関係も実務上の問題となりうるところであり、それについても検討したい。

本報告では、昨年9月末に施行された現行の信託法と、改正前のいわゆる旧信託法の両方に言及するため、両者の区別を明確にするために、昨年9月末に施行された現行の信託法を新信託法、改正前の信託法を旧信託法と呼ぶことにする。

また、「信託の変更」という用語は、広い意味では、信託の分割、併合や信託の終了を含むものとして使われることがあるが、本報告では、信託の分割、併合、終了は対象としていない。

I. 信託の変更について

1. 「信託の変更」と「信託契約の変更」との関係

まず、新信託法149条の「信託の変更」とは具体的に何を意味するのか、「信託契約の変更」と同じなのか異なるのかについて検討する。

新信託法において「信託の変更」について明確な定義規定は置かれていないことから、これらのことは必ずしも明らかではない。

新信託法2条1項の「信託」の定義は、新信託法3条各号に掲げる3つの方法のいずれか、すなわち信託契約、遺言または自己信託の意思表示のいずれかの方法により、特定の者すなわち受託者が、一定の目的すなわち信託の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとする事、となっている。

新信託法では、信託契約、遺言または自己信託の意思表示を総称して信託行為と呼んでいるから、信託とは、「信託行為により、受託者が信託の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものと定めること」ということができる。

そして、新信託法149条1項から3項までの規定は、信託の変更の合

意等にあたって「変更後の信託行為の内容」を明らかにすることや通知することを求めており、150条2項が「変更後の信託行為の定め」を明らかにすることを求めていることからすると、「信託の変更」は「信託行為の内容の変更」もしくは「信託行為の定めの変更」であると推測することができる。

これらのことからすると、「信託の変更」とは「受託者が信託の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするに關する、信託行為の定めの変更」であると考えられる。

なお、このような「信託行為の定め」については、新信託法の条文において「信託行為の定め」「信託行為の別段の定め」というように規定がされている。一方、旧信託法70条や現行の不動産登記法97条では「信託の条項」と規定されており、実務上も「信託条項」ということが少なくない。本報告では、信託を設定するための意思表示という意味の「信託行為」と区別するために、このような「信託行為の定め」を「信託条項」と呼ぶこととする。

次に、「信託の変更」と「信託契約の変更」との関係について考える。

「信託の変更」が「信託条項の変更」であるとする、契約による信託については、「信託の変更」は「信託契約における信託条項の変更」ということになる。

信託契約における信託条項は、契約の一部であることからすると、契約自由の原則からすれば、契約当事者の合意によって自由に変更できるとも考えられる。そして信託契約を第三者のためにする契約であると考え、第三者に当たる受益者の同意を加えればよいということになり、新信託法149条1項が定める原則的な方法と一致する。

しかし、信託条項は、信託契約に限らず、単独行為である遺言や自己信託の意思表示によっても定められるので、信託条項の変更について、契約自由の原則によって説明することが必ずしも適切とは限らない。現に、新信託法149条2項と3項は、関係当事者の合意という契約の変更の一般的な原則とは、異なるルールを採用している。

また、信託の変更の限界について、旧信託法の下では、信託目的や信託財産の変更は重要な変更であり、その変更が可能かどうかの問題とされるなど、契約自由の原則では説明できない考え方があったと思われる。

新信託法では、信託の変更について詳細な規定が設けられたので、基本的には新信託法の規定に従えばよいことになる。

しかし、旧信託法と新信託法との間で信託の実質が異なることはないと考えられるから、旧信託法のもとでの信託の変更に関する考え方が、新信託法のもとでの信託の変更に関する考え方や、条文の解釈にも影響するのではないかと考えられる。

そこで、信託の変更、特に信託目的の変更について限界があるのか、旧信託法の下での考え方から検討する。

2. 「信託の変更」の限界

(1) 旧信託法での考え方

① 信託目的の変更

旧信託法において、信託目的の変更が可能かどうかについては議論があったところである。結論としては、委託者、受益者および受託者の合意があれば、信託目的の変更も可能であるということが一般的な考え方であったと思われる（能見善久『現代信託法』244頁）。

ただし、信託目的の変更を肯定する考え方も、無制限に信託目的の変更を認めるわけではなく、「信託目的は信託を設定した委託者の意思の現れであり、それは最大限尊重されるべきであるから、信託目的の安易な変更は認められるべきではない」（能見・前掲・244頁）、あるいは「信託目的および信託財産は、いずれも信託の最も重要な要素といえるものであり、これらを法律上信託の設計者と位置づけられる当初の委託者の同意なく変更することは許されないものと考えられる」（福田政之他『詳解 新信託法』400頁）など、信託目的の変更に特別の意味を認め、信託目的を変更するには信託目的を設定した委託者の同意を必要とする、と考えられていた。

また、「あらかじめ信託契約で予定された場合を除く信託財産の重大な変更についても、当初の委託者の同意を必要とする」(福田他・前掲・400頁)のように、信託財産の重要な変更についても信託目的の変更と同様に考える見解もある。

そこで、旧信託法において、信託の変更がどう規定されていたか、信託目的や信託財産が信託においてどのように位置付けられていたかについて検討する。

② 旧信託法23条の規定

旧信託法23条は、信託行為の当時予見することができなかった特別の事情が生じたことにより信託財産の管理方法が受益者の利益に適合しなくなった場合に、信託財産の管理方法の変更を裁判所に請求することができる、と規定していた。

この条文からは、信託の変更は予見することができなかった特別の事情が生じた場合に限られるという、事情変更の原則と同様に例外的なものとも捉えられ、変更することができる事項も、信託財産の管理方法の変更に限られ、信託目的は変更することができない、とも考えられる。

③ 信託目的と信託財産の統一性・独立性

このような条文上の理由の他に、信託における信託目的と信託財産の位置付けについての考え方が、信託の変更にも影響を与えていたと考えられる。

旧信託法の下で長い間影響力を持っていた四宮教授の学説は、信託財産に実質的法主体性を認める、いわゆる実質的法主体性説を採っていた。四宮教授は、著書である信託法〔新版〕の中で、信託財産の実質的法主体性を認める根拠として、「信託財産は、すべての関係者から独立した信託目的による拘束を受けることによって、内部的統一と独立性とを与えられている。」と説明されている(四宮和夫『信託法〔新版〕』70頁)。

より具体的には、信託財産について物上代位(14条)が認められるのは、信託財産に内在する信託目的が、それに属する個々の財産を総合させ、信託財産を統一しているのである、信託目的は、委託者の意思に由

来するが受益者の利益を指向するものである、また信託目的は受益者の利益をめざすものであるが委託者の表明した意思表示を基礎とする、また信託目的は受託者の一般的生活目的とは全然異なるものである、かように信託目的は委託者・受益者・受託者から独立であり、それを反映して、信託財産も各関係者の財産から独立である、というように説明されている。

四宮教授の実質的法主体性説は、信託目的と信託財産の統一性・独立性との関係をこのように理解するものであるが、これは実質的法主体性説に特有の考え方ではないと思われる。

受益権を債権を中心に捉えるいわゆる債権説の下でも、信託財産の統一性・独立性を説明するために、信託目的が信託財産を物権的に拘束するという考え方（能見・前掲・24頁）が採られているように思われる。

このような考え方からすれば、信託目的は信託財産を拘束して信託財産に統一性と独立性を与える根本的な存在であり、さらに信託の同一性（アイデンティティ）を基礎付けるものであって、信託目的の変更は原則として許されないか、あるいは制限的にしか許されないということになろう。例外的に信託目的の変更が許されるとしても、信託目的は信託を設定した委託者の意思に由来するものであるから、委託者の同意は必要とされる。

そして、委託者の地位は、信託目的設定者という固有の地位であり、包括承継の場合を除いて地位の譲渡は原則として認められないことになる（四宮・前掲・344頁）。

また、信託財産の重要な変更についても委託者の同意を必要とする見解は、信託財産は、信託目的を内在してそれによって統一性と独立性を与えられるという信託目的と密接に結びついた存在である、という考え方に由来するのではないかと思われる。

（2） 信託の変更を可能とする法律構成

このように、旧信託法のもとでは23条の文言に信託目的の変更が規定されていないことや、信託目的と信託財産との間に特別な関係があると

いう考え方からすると、信託目的の変更はできない、という結論に至ることが自然であろう。しかし、旧信託法23条の規定にもかかわらず信託の変更は可能とされており、また前記のとおり信託目的の変更も可能とされていた。

信託の変更を可能とする論理構成は、信託の変更を「信託の解除プラス新しい信託の設定」と同じに考えるというものである。旧信託法57条の解釈として、信託の解除は委託者と受益者全員の合意により行うことができるかとされていた。また、信託の設定には、受託者の引き受けが必要となる。そこで、信託の解除に必要な委託者と受益者全員の合意、それに信託の引受に必要な受託者の同意を加えれば、信託を一旦解除して、改めて別の信託目的を有する信託を設定することができるから、委託者、受益者全員および受託者の合意により、信託条項の変更をすることができる、と考えられていた。

また、信託行為に別段の定めがあれば、それに従って信託条項の変更をすることができる、とされていた（四宮・前掲・213頁）。

（3） 実務上の不都合性

「信託の解除プラス新しい信託の設定と同じ」という説明は、一見、形式論理のようにも思われるためか、最近では、利害関係を持つ信託関係者の同意があればできる、という説明がされることが多いと思われる。

ただし、今まで見てきた考え方からすれば、信託行為に別段の定めがない限りは、信託の変更には委託者の同意が必要であり、またこの考え方によれば委託者の地位の譲渡は原則としてできないので、その委託者とは当初の委託者に限られることになる。

このように、信託目的の変更を行うためには必ず当初の委託者の同意が必要である、当初の委託者の地位の譲渡も許されない、とすると、実務上、支障が生じる場合がある。

例えば、不動産の流動化の場合には、当初の委託者すなわちオリジネーターが実物不動産の信託を設定し、その不動産信託受益権をSPC等の投資ビークルに譲渡することが一般的である。また、不動産の場合

は不動産信託受益権という形態のまま、さらに転々と売買がされることがめずらしくない。

このような場合に、当初の委託者であるオリジネーターから SPC 等に譲渡された後、あるいは SPC からさらに譲渡が行われた後に、信託目的の変更を行おうとすると、支障が生じることがある。

当初委託者であるオリジネーターの同意が必要とすると、既に当初の委託者であるオリジネーターは売却済みの不動産信託受益権への関心を失っており、また当初の委託者が事業法人の場合には既に利害関係から離れた不動産信託受益権の信託の変更について、法人として意思決定して同意することは不自然ですらあり、当初の委託者の同意を取得することができるとは限らない。

実質的に考えると、そのような利害関係を失った当初の委託者の同意が必要と考えることには疑問がある。しかし、新信託法の施行日である昨年 9 月末日よりも前に効力が発生した信託、いわゆる旧法信託には依然として旧信託法が適用され、現在はまだ旧法信託が数多く残っているので、この点は引き続き実務上の問題として残されている。

(4) 当初委託者の同意を不要とする法律構成

旧信託法のもとで信託の変更を可能とする論理構成は、信託の変更を「信託の解除プラス新しい信託の設定」と同じに考えるというものであるが、「信託の解除プラス新しい信託の設定と同じ」という説明は、一見、形式論理のようにも思われるためか、一般的には、利害関係を持つ信託関係者の同意があればできると説明されることが多いと思われる。

しかし、「信託の解除プラス新しい信託の設定と同じ」という考え方には、信託の解除権の持つ重要な意味を考えると、単なる形式論理ではなく実質的な意味が含まれていると考えられる。

商事信託においては、信託の解除事由または終了事由は、信託条項として必ず定められる実務的に重要な条項である。法令上も、信託会社が信託の引受けを行った際に交付すべき契約締結時書面（実務では信託契約書をこの書面としていることが多い）の必要的記載事項として、信託

業法26条1項15号が、信託の解除事由（平成19年9月30日の改正前）、合意による終了事由（改正後）と規定している。

信託の解除事由または終了事由は、委託者、受益者および受託者の関係者の意思と異なる定めがされた場合には不利益ないし不都合が大きいことから、各関係者が最も注意を向ける点のひとつであり、委託者の意思や受益者の利益が端的に反映される条項である。

一方、信託の変更に関する事項は、信託業法の契約締結時書面の必要的記載事項とされておらず、実務上も、信託の変更についていろいろな場合を想定して、利益調整を行った上で詳細な定めを置くことは容易ではないこともあって、ごく簡単な規定しか設けられないことがある。

そこで、信託目的の変更について信託契約上に特段の定めが設けられていない場合には、信託の解除事由ないし終了事由から委託者の意思を推測することが考えられる。

例えば、信託条項において、信託の解除について委託者の同意なく行うことができない場合には、信託目的ないし信託の同一性について委託者が利害関係を有しており、委託者の意思の拘束が及んでいると推測されるので、当初の委託者の同意なく信託目的を変更することはできないと考えられる。

一方、信託条項において、受益者の意思により、または受益者と受託者との合意により信託を解除したり終了させることが定められているなど、当初の委託者の関与が予定されておらず、かつ信託財産の全部が受益者に交付される旨が定められている場合には、受益者に信託の帰趨を決定する権限が与えられていると解することができる。

この場合、受益者は当初の委託者の意思にかかわらずなく、信託を解除して信託財産の交付を受け、再びその財産を、あるいは財産を加えたり減らしたりして同じ受託者に移転して新しい信託を設定することができるから、このような場合には、当初の委託者の同意を得ることなく、信託目的の変更を行うことができると解してもよいのではないか。信託財産の重要な変更について当初の委託者の同意が必要とする見解に立場場合でも、同様に解してもよいのではないか。

(5) 信託の同一性、信託財産の統一性、独立性の問題

信託の解除、終了に相当するような、信託目的の大幅な変更がされる場合には、信託の同一性が失われ、信託目的によって維持される信託財産の統一性、独立性も失われて、変更後は、もはや信託として存続しえなくなるのではないかと、との疑問も生じうる。

信託の同一性との関係について、旧信託法56条が、信託目的の達成または不達成を信託の終了事由としていることから、信託目的が変更された場合には、信託の同一性が失われ、信託は終了するのではないかと、とも思われる。

しかし、この点については、旧信託法56条は、信託目的の達成された場合または不達成が確実にした場合には、信託は存続する意義を失って終了することを定めたに過ぎないとも考えることができ、当初の目的とは異なる目的であっても達成すべき目的があるのであれば、信託はその意義を失わずに存続すると考えてよいと思われる。

また、信託目的が信託財産を拘束することによって信託財産の統一性、独立性が与えられるとしても、信託財産を束ねる、いわば「ひも」のような役割を果たす信託目的は、別の信託目的、いわば別の「ひも」に変わっても「ひも」として信託財産を束ねる役割はかわらず、信託財産の統一性、独立性は失われないと考えてよいと思われる。

このように考えれば、適用される税制が変わるなど別の面で問題が生じうることは別に考えるとして、旧信託法において、設定当初の信託ないし信託目的と変更後の信託ないし信託目的の同一性を特に問題とする必要はないと考えられる。

3. 新信託法における信託目的の変更

(1) 新信託法の条文

新信託法の下ではどうか、まずは条文を検討する。

新信託法103条が信託の目的の変更に関する規定を置いていること、149条2項および3項では「信託目的に反しないことが明らかであると

き」とそうでない場合の場合分けがされていると考えられることからすると、信託の目的を変更することができるのは明らかである。その手続は、149条1項の委託者、受益者および受託者の合意か、第4項の信託行為の別段の定めに従うことになる。146条では、委託者の地位は受託者および受益者の同意を得て、あるいは信託行為において定めた方法に従い移転することができるから、ここでいう委託者は、当初の委託者に限らず、地位の移転を受けて委託者になった者も含まれる。

これらの規定に従えば、信託条項において信託の変更について定めをしておくことにより、あるいは委託者の地位の移転をした上で移転後の委託者、受益者および受託者が合意することにより、当初の委託者の同意を得なくても、信託目的を変更することができる。

旧信託法のもとで重視された、当初の委託者の意思との関係では、これらの手続において、信託の変更もしくは委託者の地位の移転に関して当初委託者が同意すること、または信託条項を定める際に当初委託者の意思が信託条項に現れていることを通じて、当初の委託者の意思が反映されていると考えられる。

(2) 新信託法の手続に従うことができない場合

このような手続によって信託目的の変更を行うためには、当初の信託条項に信託の変更や委託者の地位の移転について定めをしておくことが必要であるが、事後的にそのような変更を行うことを予想して、信託の変更や委託者の地位の移転について、信託条項の手当てが行われているとは必ずしも限らない。

そのような場合には、不動産の流動化で当初委託者であるオリジネーターが、不動産信託受益権を売却して信託に対する関心を失っているにもかかわらず、その同意を取得しなければならないことになる。そこで、先に旧信託法において検討したのと同様に、新信託法のもとで当初の委託者の同意を必要としない法律構成を検討する。

この点、旧信託法のもとでの検討と同様に、信託の変更を信託の終了と新しい信託の設定であると考え、信託を終了させる権限が受益者に

あって当初の委託者の意思の関与が予定されていない場合には、信託目的の変更をすることができると思う。

この解釈をとる場合には、新信託法149条1項で信託の変更について委託者の同意が必要とされていることから、例外的に委託者の同意が不要とされる2項各号および3項1号の「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」に該当するかどうかの問題となる。

この点については、受益者に信託を終了させる権限がある場合には、すなわち受益者の利益のための信託であると考えられるから、受益者の利益のために信託の目的を変更することも「信託の目的に反しないことが明らかである」と考えてよいのではないかと。

信託の目的は、定め方に多様性があり、その内容に応じて大きくくり委託者の実現したい目的を概括的に定めることもあれば、受託者が信託事務として行うべきことについて具体的に詳細に定めることもある。

例えば、信託目的を定めた信託条項の字句の変更はすべて信託目的の変更であって、信託目的に反する変更であると考えすることは、あまりに形式的に過ぎ、実質的に適切でない場合もあろう。これはひとつの極端な考え方であるが、信託条項の字句の変更が「信託目的の変更」にあたるかどうかは、元の信託の内容と変更の内容とに照らして、個別に実質的に判断することも必要と考える。

そして、その際の判断基準としては、先にあげた例のように、受益者に信託を終了させる権限がある信託の場合、すなわち受益者のための信託であり信託の究極の目的が受益者の意思に従って受益者の利益を図ることにあるような場合には、少なくとも、新信託法149条の委託者の同意の要否との関係では、「信託の目的に反しないことが明らか」として、委託者の同意は不要と考えてもよいのではないかと。

Ⅱ. 信託の変更に関する、新信託法と個別法との関係

次に、信託の変更について実務上問題となりうる、新信託法と個別法との関係について検討する。

1. 新信託法と信託業法29条の2との関係

信託業法29条の2は、新信託法103条の重要な信託の変更について、信託会社に対して、事前に受益者、信託管理人または受益者代理人がある場合には、その信託管理人または受益者代理人に対して通知を行い、異議のある受益者などに異議を述べる機会を設けて、異議が受益権の総個数の2分の1を超える場合には重要な信託の変更等を行うことができないことを定めている。この規定は、兼営法2条1項により、信託業務を営む金融機関にも準用される。

重要な信託の変更の意思決定方法について、新信託法は特別な規定は置いておらず、一般の信託の変更と同様に、149条の信託の変更に関する規定によることとなっている。従って、同条第4項の信託行為の別段の定めを設けることによって、事前に受益者が関与しないで重要な信託の変更をする意思決定をすることもできる。新信託法103条は意思決定の手續に関与することができなかつた受益者を、受益権買取請求権によって事後的に救済するものである。

このように、新信託法では重要な信託の変更について、受益者の事後的な救済措置は設けているが、受益者が事前に関与することを保証していないので、信託業法29条の2は信託会社および信託兼営金融機関が受託者である場合に、重要な信託の変更の決定手續において受益者を関与させることを義務付けるといふ、新信託法を補完する特則であると考えられる。

よって、第3項にあるように、信託行為に受益者集会の多数決による定めがある場合、別の方法で事前に受益権の総個数の2分の1を超える受益者の承認が得られている場合は、受益者が変更の決定手續に関与する場合であり、改めて同条の手續を強制する必要がないので、適用除外とされていると考えられる。

また、第1項の内閣府令で定める場合として、定型的信託約款による信託、公益信託、委託者指図型投資信託、貸付信託、特定目的信託、加入者保護信託、確定給付企業年金信託、適格退職年金信託など、個別法や他の法令に信託の変更や受給権の変更に関する規定があり、これらに

従って意思決定手続が行われるものについても、適用が除外されている（兼営法施行規則24条）。

次に、信託の変更にに関して、信託法とこれらの個別法との関係を検討する。

2. 資産流動化法の特定目的信託について

まず、資産流動化法の特定目的信託に関する規定と信託法との関係を検討する。

平成12年の集団投資スキームに関する法制の整備において、集団投資スキームは資産流動化型と資産運用型の2つに整理された。そのとき、資産流動化型の法整備としては、いわゆる SPC 法の対象資産の拡大や制度の合理化が行われて資産流動化法に改組され、同法において特定目的会社と並んで資産の流動化を行う制度として、特定目的信託が創設された。資産流動化法第3編「特定目的信託制度」に、特定目的信託に関する規定が設けられている。

特定目的信託に関する資産流動化法と信託法、信託業法および兼営法との適用関係については、まずは資産流動化法第3編が優先的に適用されるが、同法に定めがない事項については補充的に信託法、信託業法および兼営法が適用されることが、資産流動化法222条に規定されている。

次に、特定目的信託契約の変更にに関する資産流動化法269条1項は信託契約の変更を行うことができる場合を制限し、2項が変更することができる事項も制限して、流動化の対象となる特定資産の内容や受益権の内容など、重要な事項について変更を制限しており、新信託法の信託の変更と比較すると手続、内容ともに厳格になっている。

これは、平成12年の集団投資スキームに関する法制の整備において、資産流動化型は、スキームの変動防止のためガバナンスを制約する一方、簡易な組織形態を採用するというコンセプトが採られており、そのような制度としての考え方が特定目的信託契約の変更方法に影響を与えたものと考えられる。

特定目的信託に関しては、このような信託の変更にに関する規定のほ

か、反対者の買取請求権に関する規定が設けられており、信託の変更に
関する新信託法149条1項を除く他の規定の適用の排除、受益権買取請
求権に関する新信託法103条の規定の適用の排除が、資産流動化法269条
6項、271条5項の明文で規定されている。

なお、新信託法150条の裁判所による信託の変更命令の規定は、資産
流動化法269条1項2号に特定目的信託契約の変更をすることができる
場合のひとつとして明記されており、適用がある。

このように、特定目的信託契約の変更に關しては、資産流動化法が制
度特有の規律を設けており、新信託法149条の1項以外の規定、103条の
規定は適用されないという関係にある。

3. 投資信託法の投資信託について

投資信託は、平成12年の集団投資スキームに関する法制の整備におい
て、資産運用型の制度として位置付けられたものであり（投資信託法1
条）、投資者によるガバナンスの重視と、許可制（当時。現在は登録
制。）の下で運用業者の受託者責任を明確化すること、を基本的な考え
方としている。

① 委託者指図型投資信託

投資信託法の委託者指図型投資信託は、第2編「投資信託制度」の第
1章「委託者指図型投資信託」に規定されている。この章の特徴は、委
託者指図型投資信託の「運用業者」は投資信託委託会社であることか
ら、規範の名宛人が投資信託委託会社中心となっていることである。
従って、投資信託契約締結前の投資信託約款の届出や約款の変更につい
ても、投資信託委託会社を名宛人として規制がされている。

投資信託約款については、投資信託法4条2項が約款に記載しなければ
ならない事項を定めており、投資信託法17条は、約款記載事項のうち、
重大な約款の変更等に関する定めを置いている。ここで重大な約款
の変更に該当するものとされているのは、約款記載事項のうちの委託
者・受託者・受益者に関する事項、投資対象資産の種類を含む管理運用
に関する事項、運用指図の再委託に関する事項などの一定の重要な事項

の変更であって、かつ「委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせるもの」である。つまり、新信託法103条の重要な信託の変更とは、何を「重要な変更」と扱うかという切り口からして、かなり異なる規律がされている。

このように、委託者指図型投資信託の重要な約款の変更等は、投信委託会社を運用業者とする資産運用型の制度という趣旨に合致するように、新信託法とは異なる規律が採用されていると考えられ、資産流動化法269条6項、271条5項のような新信託法103条を適用しない旨の明文規定は置かれていないが、特定目的信託と同様に、新信託法の重要な信託の変更に関する規定は適用されないと考えられる。

一方、重要な約款の変更にあたらぬ約款の変更については、投資信託法16条は、投資信託会社に変更内容等の監督当局への届出義務を課しているのみである。実務的には、重要な約款の変更にあたらぬ場合には、投資信託委託会社と受託者との間で変更の合意をし、当局への届出が行われている。この約款の変更手続は投資信託約款に記載されている。

投資信託法には、これも資産流動化法222条のような新信託法が補充的に適用される旨の明文規定は置かれていないが、投資信託法8条2項、3項などが信託法の一部の規定の不適用を定めていることの反対解釈として、新信託法の補充的な適用は予定されているといえる。

そこで、重要な約款の変更にあたらぬ約款変更は、新信託法149条4項の「信託行為の別段の定め」として約款変更に関する条項が投資信託約款に設けられており、それに従って行われていると考えられる。

② 委託者非指図型投資信託

委託者非指図型投資信託は、「運用業者」として規制の名宛人とされているのは受託者である信託会社および信託兼営金融機関である点が、「委託者指図型」と異なるが、投資信託約款の届出や変更手続は基本的に委託者指図型の規定が準用されており、「委託者指図型」と同様に考えられる。

なお、委託者非指図型は、規制の名宛人が受託者である信託会社および信託兼営金融機関であるため、規制の名宛人を同じくする信託業法29

条の2との適用関係が直接的に問題となるためか、投資信託法54条2項で、信託業法29条の2を適用しない旨が規定されている。

4. 貸付信託法の貸付信託について

貸付信託法3条では、「貸付信託に係る信託契約はあらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた信託約款に基づいて締結しなければならない」旨を規定しており、「信託契約」と「信託約款」とを区別している。貸付信託は、特定目的信託や委託者指図型投資信託とは異なり、ひとつの信託契約に複数ないし多数の受益者が存在する形態ではなく、多数の委託者兼受益者と受託者の間に多数の信託契約が存在するが、信託約款は共通で、信託金が合同運用されるという形態の信託である。すなわち、信託契約は、契約ごとに、委託者兼受益者、契約締結日や金額が異なる別のものであるが、信託条項である信託約款は共通である、という形態を反映した規定ぶりと考えられる。

貸付信託法は、信託約款について内閣総理大臣の承認を必要とするとともに、信託約款の変更についても承認（ただしこれらの権限は金融庁長官に委任されている）を必要としている（貸付信託法3条1項、5条1項）。そして、信託約款変更の承認について、変更に係る信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画が適当であること、信託約款の内容が法令に違反しないこと、公益又は受益者の保護に欠けるおそれがないこと、を要件としている（貸付信託法5条2項、4条2項）。

これは、貸付信託法が一般投資者の保護を図って投資を容易にすることにより国民経済の健全な発展に必要な分野に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的としていることから、その制度目的に即して、また多数の委託者兼受益者と受託者の間の多数の信託契約を同時に変更するという形態に即して、信託約款の変更について特有の制度を定めたものと考えられる。また、受益者の保護についても、約款変更公告と異議を述べた権利者の受益証券買取請求権という制度を用意している。

これらのことから、貸付信託法における信託約款の変更は、新信託法149条や103条の特則を定めたものであり、信託約款の変更について信託

法の規定は適用されないと考えられる。

5. 兼営法5条の定型的信託契約約款の変更について

兼営法5条は、貸付信託と同様に、多数の委託者又は受益者と受託者の間に多数の信託契約が存在するが、信託約款は共通で、信託金が合同運用されるという形態の信託を対象としたものと考えられる。しかし、貸付信託のように特定の目的をもった制度としての信託を前提とするものではない。

もっとも、兼営法5条は、多数の信託契約において共通の定型的信託約款が用いられている場合に、その定型的信託約款を多数の委託者又は受益者の個別の同意を得ることなく一括して変更するための制度であり、信託契約の変更に係る制度として定着している。よって、新信託法との関係でも、新信託法149条および103条に対する特例的な手続を規定するものと考えられる。

定型的信託契約約款の変更手続による場合には、信託の変更の意思決定手続は、兼営法5条1項の内閣総理大臣の認可（この権限は金融庁長官に委任されている）を受けて公告する方法と定められているので、新信託法149条の規定を適用する余地はない。また、反対する受益者の救済方法としても、兼営法5条4項および5項が規定しているので、重ねて新信託法103条を適用する必要はないと考えられる。

なお、定型的信託契約は、本来は各委託者との個別の契約であり、信託金額や信託期間が異なるほか、信託目的や解約についての特約を付けることがあるなど、ある程度の個別性がある。従って、ある特定の信託契約について個別の特約を変更する場合にまで内閣総理大臣の認可と公告の手続による必要は必ずしもなく、この変更手続が採られるのは「多数の委託者又は受益者の個別の同意を得ることなく一括して変更する」場合に限られると考える。

定型的信託契約約款の変更手続によらない場合は、新信託法の信託の変更の手続に従うことになると考えられる。

6. 公益信託について

公益信託に関する法律1条1項の規定からすると、公益信託は新信託法のいわゆる目的信託であって、公益信託に関する法律の規定がまず適用されるが、補充的に新信託法が適用されると考えられる。

信託の変更については、公益信託に関する法律5条および6条に規定があり、5条1項は、公益信託について信託行為の当時予見することができない特別の事情が生じた場合に、主務官庁が信託の本旨に反しない限り信託の変更を命ずることができるとするもので、2項は裁判所の信託変更命令を定めた新信託法150条の適用を排除している。また、6条は5条の主務官庁の命令によらない信託の変更について、主務官庁の許可を必要とするもので、主務官庁の許可に到る手前までの信託の変更の手続については、目的信託に関する新信託法261条により読み替えて適用される149条の規定が適用されると考えられる。

これらは、公益信託が主務官庁の監督に属する制度であることによる、公益信託制度特有の規定と考えられる。

なお、目的信託については新信託法258条および260条に信託の変更の内容的な制限が定められているが、これらの内容的な制限は、公益信託に関する法律5条および6条による信託の変更にも適用されると考えられる。

この明文の制限のほか、公益信託については、信託目的の変更が可能かどうかなど信託の変更の限界について私益信託とは異なる議論のあるところだが、本報告ではこれ以上は立ち入らないこととしたい。

おわりに

信託目的の変更や信託財産の重要な変更は、実務上は頻繁に発生するものではないが、いざ問題となった場合には、信託の本質にもかかわるような問題とも関連して、考え方の整理が難しかったり、硬直的に考えられることがあろう。本報告が、考え方の整理について少しでも参考になれば幸いである。

信託の変更に関する実務上の問題点の検討

また、信託の変更に関する、個別法と新信託法との関係については、新信託法に詳細な規定が設けられたことにより、両者の関係が問題となり、ふたつの法律が適用される場面も生じる。ただし、個別法は、新信託法の施行の前から、それぞれの法律の目的に応じて信託の変更について特有の制度を設けていることが多く、制度として定着している。そこに新信託法の規定が重疊的に適用されると考えると、規定の重複や矛盾抵触が生じることになり、実務も混乱するおそれがある。

本報告において検討したように、個別法の信託の変更に関する規定は、ひとまとまりの制度として新信託法に優先して適用され、新信託法は個別法が規定していない事項についてのみ補充的に適用されることができよう。この点についても、本報告が今後の検討の参考になれば幸いである。

(住友信託銀行コンプライアンス統括部法務室長)

